資料３

子ども・子育て関連3法について

※国において作成された資料から抜粋

子ども・子育て会議について

○平成25年4月に内閣府に設置。

○委員

・25人以内で組織。

・子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命。

○役割

・会議は、子ども・子育て支援法又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項を調査審議する。

子ども・子育て支援法又は他の法律によりその権限に属させられた事項の主な内容
- 基本指針の調査審議
- 認定こども園法に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準の調査審議
- 特定教育・保育施設の基準の調査審議
- 特定地域型保育事業者の基準の調査審議
- 施設型給付費、特例施設型給付費の額の算定基準の調査審議
- 地域型保育給付費、特例地域型保育給付費の額の算定基準の調査審議　　など

・会議は、子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

・会議は、この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

国の所管及び組織体制について

○　「子ども・子育て支援法」における事務については、内閣総理大臣が主たる責任を有し、企画立案から執行までを一元的に内閣府において所管する。

○　認定こども園については、学校、児童福祉施設を所管する観点から、文部科学省・厚生労働省も共管するが、制度全体としては内閣府が所管する。
　その上で、内閣府に子ども・子育て本部を設置し、認定こども園に関する一元的な窓口を設け、全ての類型を通じた給付や幼保連携の強化・推進を担う。

○　子ども・子育て支援法の公布後２年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる（子ども・子育て支援法附則第２条第４項）。

内閣府を中心とした一元的体制（イメージ）

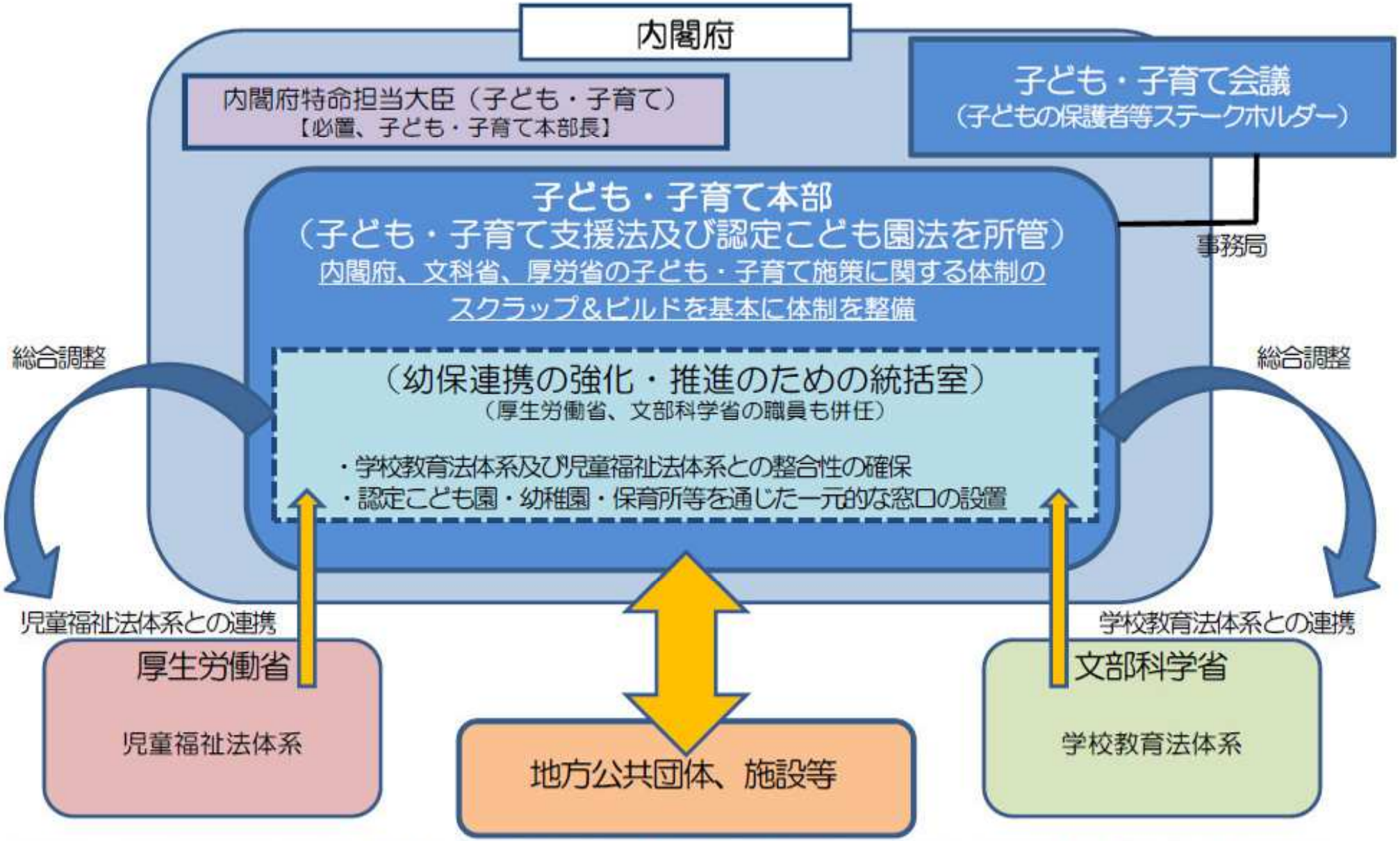

※子ども・子育て支援法公布後２年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

子育てをめぐる現状と課題について

○急速な少子化の進行　（平成23年合計特殊出生率　1.39）

○結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状

・独身男女の約９割が結婚意思を持っており、希望子ども数も２人以上。

・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。

○子ども・子育て支援が質・量ともに不足

・家族関係社会支出の対ＧＤＰ比の低さ

（日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、ｽｳｪｰﾃﾞﾝ：3.35%）

○子育ての孤立感と負担感の増加

○深刻な待機児童問題

○放課後児童クラブの不足「小1の壁」

○Ｍ字カーブ（３０歳代で低い女性の労働力率）

○質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性

○子育て支援の制度・財源の縦割り

○地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

・待機児童の解消

・地域の保育を支援

・教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援の充実

※「学校教育」とは、学校教育法に位置づけられる小学校就学前の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

認定こども園法の改正について

○ 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設
（新たな「幼保連携型認定こども園」）
- 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ （株式会社等の参入は不可）

○ 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
→ 消費税を含む安定的な財源を確保

〔類型〕

幼保連携型
（594件）
※設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

幼稚園型
（317件）
※設置主体は国、自治体、学校法人のみ

保育所型
（155件）
※設置主体制限なし

地方裁量型
（33件）
※設置主体制限なし

（認定こども園の合計件数は1099件（平成25年4月時点））

《現行制度》

幼稚園（学校） ／ 保育所（児童福祉施設）

○ 幼稚園は学校教育法に基づく認可
○ 保育所は児童福祉法に基づく認可
○ それぞれの法体系に基づく指導監督
○ 幼稚園・保育所それぞれの財政措置

幼稚園（学校） ／ 保育所機能

幼稚園機能 ／ 保育所（児童福祉施設）

幼稚園機能＋保育所機能

《改正後》

幼保連携型認定こども園
（学校及び児童福祉施設）

○ 改正認定こども園法に基づく単一の認可
○ 指導監督の一本化
○ 財政措置は「施設型給付」で一本化
※ 設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

○施設体系は、現行どおり

○財政措置は「施設型給付」で一本化

新たな幼保連携型認定こども園

○ 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする。

※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供。
　また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。

イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。

※ 満3歳未満児の受入れは義務付けないが、満3歳未満児の受入れを含め、幼保連携型認定こども園の普及を促進する。

○ 学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

※ 幼保連携型認定こども園は、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であることを明確にする。

※ 幼保連携型認定こども園は、小学校就学前の学校として、小学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。

○ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。（既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけない。）

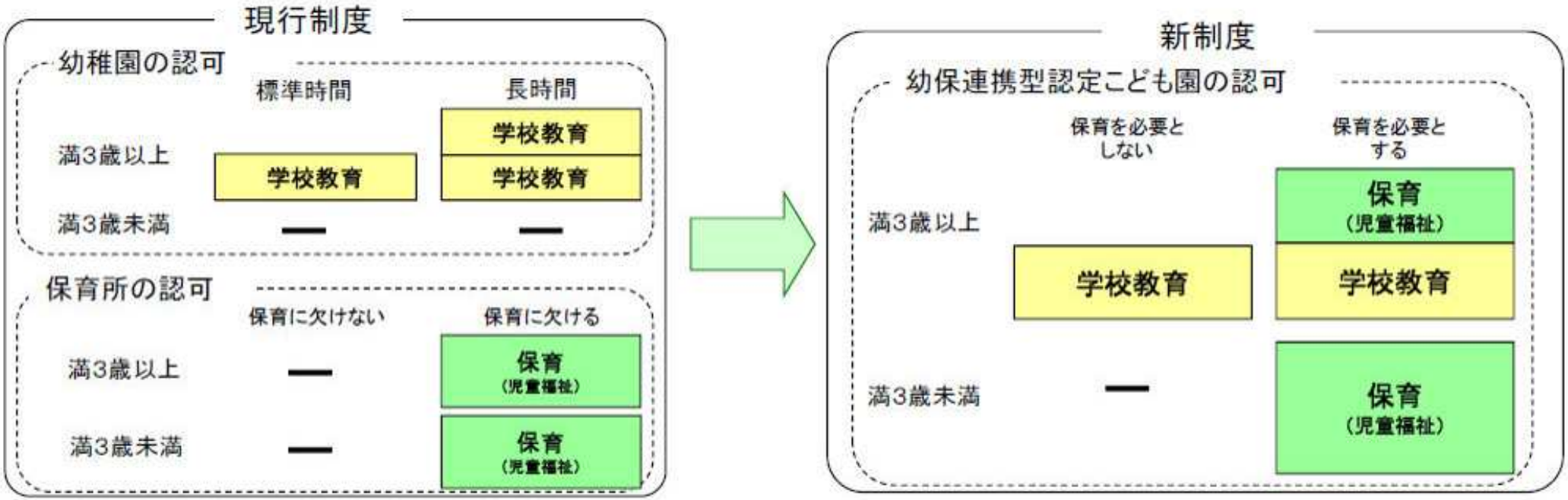

保育に関する認可制度の改善等について

【基本的な考え方】

○ 認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう
①社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
②その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

○ その際、都道府県は、実施主体である市町村との協議を行うことで、市町村子ども・子育て支援事業計画との整合性を確保する。

○ 市町村は、認可施設・事業に対し、利用定員を定めた上で、給付の対象とすることを確認する。

○ 確認を行った市町村は、適正な給付の維持のため、施設・事業に対し、指導監督を実施する。

【イメージ】

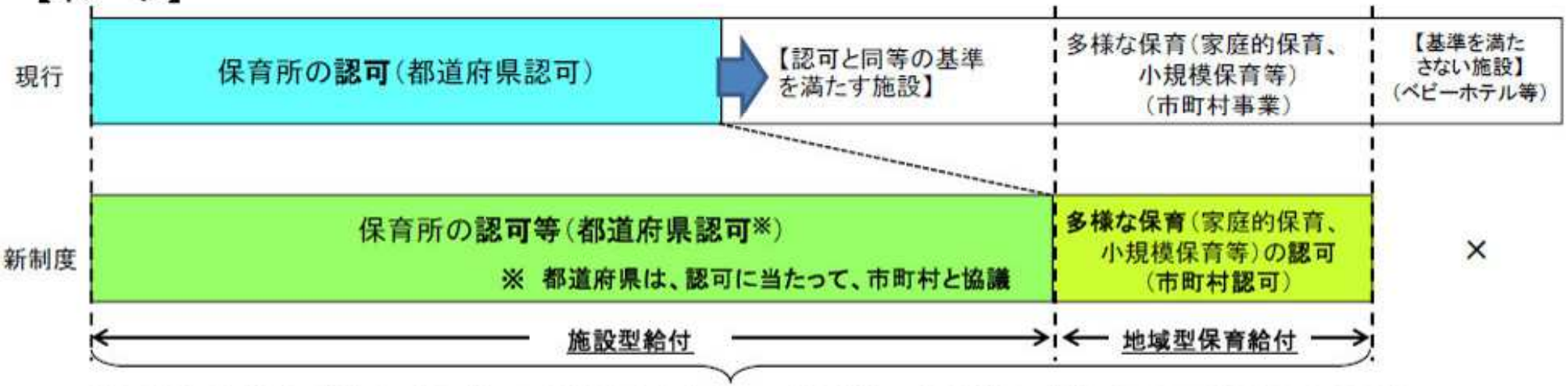

認可を受けた施設、事業は、市町村による定員を定めた上での確認を得て、対象施設・事業となる（私立保育所は委託費）。

※認定こども園についても、改善後の保育所に関する認可制度と同様の認定・認可の仕組みとする。

地域型保育給付の創設

基本的な制度設計

○　教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、以下の保育事業を市町村による認可事業とした上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとする。

- ◇　小規模保育（利用定員６人以上１９人以下）
- ◇　家庭的保育（利用定員５人以下）
- ◇　居宅訪問型保育
- ◇　事業所内保育（主として従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）

○　待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が満３歳未満の児童であることを踏まえ、こうした小規模保育や家庭的保育などの量的拡充により、待機児童の解消を図る。

○　小規模保育、家庭的保育など、事業それぞれの特性に応じた客観的な認可基準を設定し、質の確保を図る。また、認可の仕組みについては、大都市部の保育需要に対して、機動的に対応できる仕組みとする。

○　保育の必要性の認定、公的契約、市町村の関与、公定価格の算定の考え方、給付の支払方法などは、施設型給付と同様とする。

地域子ども･子育て支援事業の対象範囲について

○　地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。また、対象事業の範囲は法定する。

- 利用者支援
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 子育て短期支援事業
- 延長保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ
- 妊婦健診
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

■ 施設型給付

・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付

※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

■ 地域型保育給付

・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※ 施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

■ 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

■ 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等（対象事業の範囲は法定）

※ 都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施

■ 延長保育事業、病児・病後児保育事業

■ 放課後児童クラブ

■ 妊婦健診

※ 出産・育児に係る休業に伴う給付（仮称）→ 将来の検討課題

子ども・子育て支援法
～認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援のための仕組み　～

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

施設型給付の創設

○ 施設型給付については、次のような給付構成を基本とする。

a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

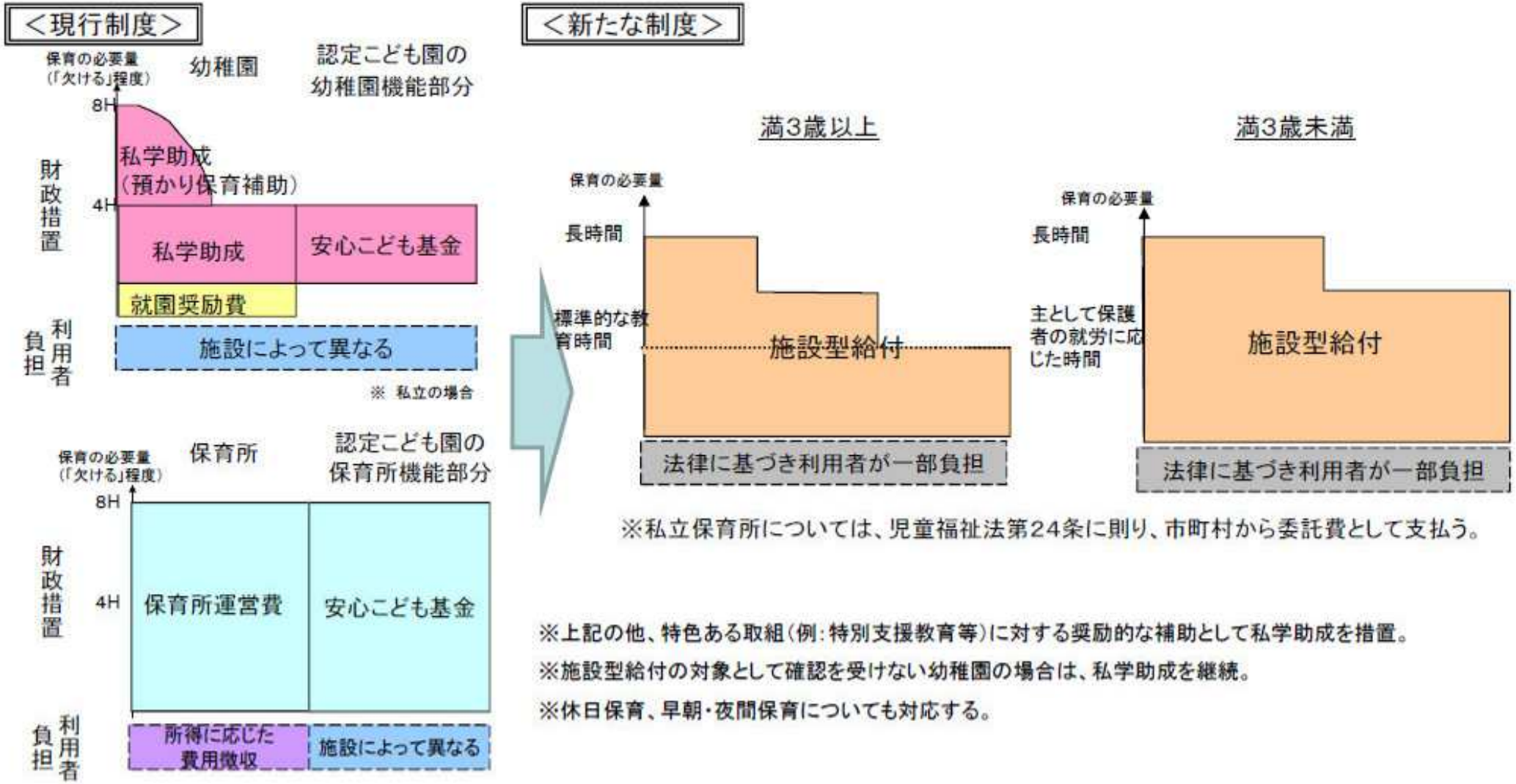

※私立保育所については、児童福祉法第24条に則り、市町村から委託費として支払う。

※上記の他、特色ある取組（例：特別支援教育等）に対する奨励的な補助として私学助成を措置。

※施設型給付の対象として確認を受けない幼稚園の場合は、私学助成を継続。

※休日保育、早朝・夜間保育についても対応する。

本制度における行政が関与した利用手続き

○ 市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。

○ 施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする（保育料等は施設が利用者から徴収）。

○ 契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。

○ 入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準※に基づき、選考を行う。

※ 保育の必要性の認定を受けた子どもについては、定員以上に応募がある場合、優先利用に配慮しつつ、保育の必要度に応じて選定する。保育の必要性の認定を受けない子どもについては、施設の設置者が定める選考基準（選考方法）に基づき選考することを基本とする。

○ ただし、私立保育所については、児童福祉法第24条第1項により、保育所における保育を行うため、市町村と利用者が契約し、私立保育所に対して委託費を支払うこととする。その際、保育料も市町村が徴収する。

○ 公的契約に関する市町村の関与の詳細については、19頁参照。

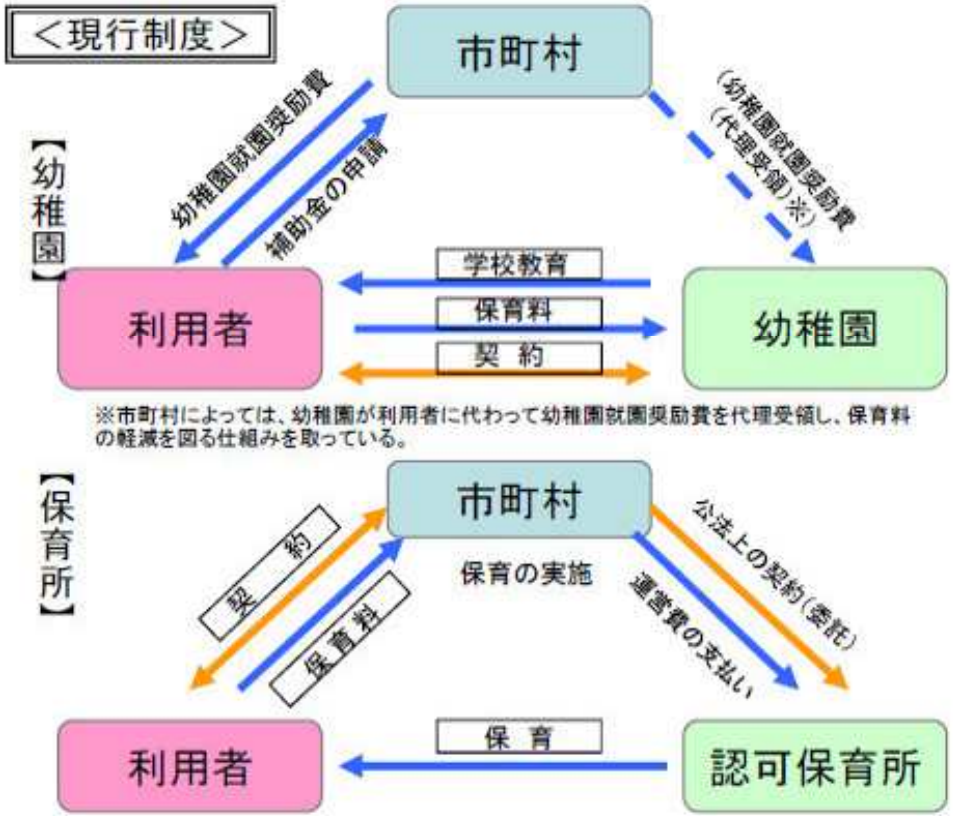

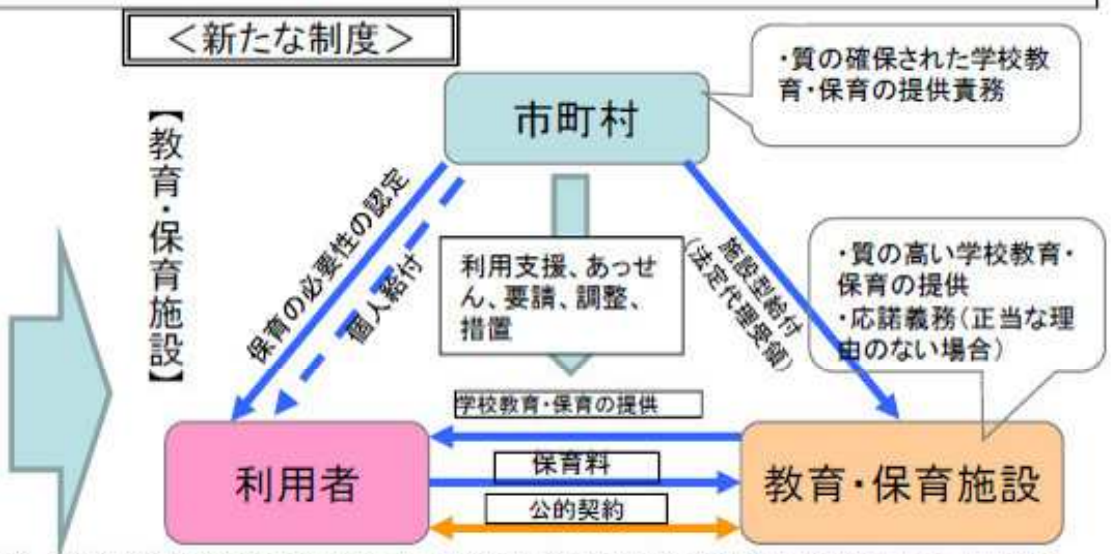

※ 児童福祉法第24条において、保育所における保育は市町村が実施することとされていることから、私立保育所における保育の費用については、施設型給付ではなく、現行制度と同様に、市町村が施設に対して、保育に要する費用を委託費として支払う。
この場合の契約は、市町村と利用者の間の契約となり、利用児童の選考や保育料の徴収は市町村が行うこととなる。

※ 子ども・子育て支援給付に、多様な保育事業を行う事業者を対象とした地域型保育給付も含まれるが、上記の整理は、地域型保育給付にも共通するものである。

◆ 保育を必要とする場合の利用調整の手順（イメージ）

○ 当面の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。
○ 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者の間の契約とする。
○ 私立保育所は市町村と利用者の間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。

〔保護者〕 保育の必要性の認定の申請 ※

〔市町村〕 保育の必要性の認定・認定証の交付

〔保護者〕 保育利用希望の申込（希望する施設名などを記載） ※

同時に手続が可能

〔市町村〕 利用調整

〔市町村〕 利用可能な施設のあっせん・要請など

※ 申請者の希望、施設の利用状況等に基づき調整

※ 施設に対しては利用の要請を行い、確実に利用できることを担保する。

私立保育所を利用する場合

保護者と市町村の契約
・保育料は市町村へ支払
・市町村から保育所へ委託費を支払

認定こども園・公立保育所・地域型保育を利用する場合

保護者と施設・事業者の契約
・保育料は施設・事業者へ支払い（公立保育所は施設の設置者が市町村）
・市町村から施設・事業者へ施設型給付又は地域型保育給付を支払（法定代理受領）

保育の利用